

公共施設等への太陽光発電設備等導入事業プロポーザル質問及び回答

(オフサイトPPA)

No.	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領 3	小売電気事業者についてご指定はありますでしょうか。	本ケースの小売電気事業者は、既存小売電気事業者も含むため、PPAで供給する小売電気事業者について指定はなく、既存小売電気事業者については指定ありとなります。
2	実施要領 3-(3)	「小売電気事業者」と協議を行うこと、とありますが小売電気事業者は市から指定がありますでしょうか。それとも応募者側で選定可能、あるいはコンソーシアムメンバーに含めた形で応募することも可能でしょうか。 また候補施設は毎年度入札で小売電気事業者を選定されていますが、今後の予定はいかがでしょうか。	No.1のとおりです。 応募者側で選定することや、コンソーシアムメンバーに含めた形で応募することも可能です。 候補施設については、入札案件については、引き続き入札による選定を予定しております。
3	実施要領 3-(4)	「系統関係の協議費用」事業者負担にて承知いたしましたが、提出名義、提出タイミングはどのような想定となりますでしょうか。 ※提出時期により機器選定に変更が生じる可能性があり、接続検討回答書より工事費負担金、工期により提案書の内容が変更となる可能性があるためです。	提出名義は事業者名義とし、提出タイミングは、契約候補者選定後の詳細協議の中で決定していくことを想定しております。

No.	質問項目	質問内容	回答
4	実施要領 4-(1)	大垣市入札参加資格者名簿とは物件入札参加者資格名簿、入札参加資格者名簿（工事）のどちらでしょうか？	物件入札参加資格者名簿への登録が必要となります。
5	実施要領 6-(1)	質問受付が6月12日まで、質問回答が6月19日までとのことだが、現地見学を行った際に生じた疑問・確認事項については質問ができないのか。	現地見学を行った際に生じた疑問・確認事項についての質問は可能です。
6	実施要領 6-(2)	施設見学・資料閲覧後の質疑は可能でしょうか。	No.5のとおりです
7	実施要領 6-(2)	質疑回答不可の場合、不明点については条件を付けての提案としてもよろしいでしょうか。	可能です。
8	実施要領 8	供給予定施設の現在の電気料金・デマンドデータについて提供は可能でしょうか。	デマンドデータのみ提供可能です。 提案資格があると判断した事業者のみ、資格審査結果通知とともに資料を送付します。
9	実施要領 8-(1)-①-5)	「提案価格は、小売電気事業者が供給予定施設に売電する電気料金の内、再エネ賦課金を除き、電力供給に必要な電気調達費や、需給管理費用、託送料金などの必要経費を含む価格とし、示すこと。」と実施要領に記載があるが、これは本事業で設置する発電設備からのPPA供給分に加え、同PPA供給分では供給予定施設で使用する電力量を満たせない場合の補給電力（小売電気事業者がPPA供給分以外に供給する電	補給電力分を含めた提案は必須ではないため、事業者のご判断で提案をお願いします。

No.	質問項目	質問内容	回答
		力)を含めて価格を提案するという理解で良いか。	
10	実施要領 8-(1)-①-5)	上記の質問で確認した当社理解が誤りの場合、提案価格はあくまでもPPA供給分に関のみ関連する価格ということでしょうか。その場合、「電力供給に必要となる電気調達費」とは何を指すものか。	お見込みのとおりです。 「電力供給に必要となる電気調達費」とは、PPA事業者が設置した設備で発電した電力を、小売電気事業者へ売る際の金額となります。  ※ 環境省「オフサイトコーポレートPPAについて」より抜粋
11	実施要領 8-(1)-①-5)	上記の質問で確認した当社理解が正しい場合、その価格が事業期間中一定でなければならない(最長で20年間)という理解でよいでしょうか。補給電力については燃調付きの価格設定、電力市場連動型の価格設定、燃調も含めた料金固定の価格設定など様々な価格設定が考えられるが、どのような価格設定を想定しているか。	上記にて回答済み。
12	実施要領 8-(1)-①-5)-オ	「提案価格」に再エネ賦課金を加えた単価で、事業者と大垣市様で契約する、ということでしょうか。応募者は小売電気事業者と「提案価格」で契約して、大垣市様との契約は小売電気事業者になるのでしょうか。あるいは3者契約になりますでしょうか。	お見込みのとおりです。 契約については、PPA事業者・小売電気事業者・市で「3者基本契約」を締結し、PPA事業者と市で「2者個別契約」を締結することを想定しております。

No.	質問項目	質問内容	回答
13	実施要領 8-(1)-①- 5)-ウ	提案価格に、小売事業者の電気調達費等を含むこと、とされています。自家消費では賄えない部分に関する電源費等のことを指すと読み取れますが、小売電気事業者が未定の場合は、一般的な価格を推定して算出する、ということでしょうか。電源費について一般的な価格とは期間中に予想される J E P X 価格を参照すればよろしいでしょうか。	電気調達費等とはNo.10のとおりです。 自家消費では賄えない部分については必須提案ではありませんが、ご提案の際には、J E P X 価格を用いて算出することは可能です。ただし、どの時期の価格を参照したか明示する（直近1年平均等）、託送料金や再エネ賦課金を加える等、実態に近い金額にて算出してください。
14	実施要領 8-(1)-①- 5)-イ及び 同6)	国交付金を活用しなかった場合の売電価格及び売電シミュレーションは、提案価格を上回るものであっても良いのでしょうか。	問題ありません。
15	実施要領 8-(1)-①- 5)-オ	再エネ賦課金が年度ごとに変わると記載があるため、契約単価は毎年巻き直しとなりますでしょうか。	契約単価＝提案価格（固定）＋再エネ賦課金（変動）となるため、契約単価は毎年変動します。
16	実施要領 8-(1)-①-5)	供給予定施設の系統側の電力契約について、毎年入札となりますでしょうか。	供給予定施設のうち、入札案件については毎年入札となります。 入札案件以外については随意契約です。
17	実施要領 8-(1)-①-5)	上記において入札となる場合、P P A 事業者側の電力小売事業者の入札参加は可能でしょうか？また、P P A 事業者側の電力小売事業者以外の入札参加が無くなることが想定されますが、問題ないでしょうか。	大垣市の物件入札参加資格者名簿に登録がある企業であれば、入札参加は可能です。 既存の電力小売事業者の入札参加が無くなることは想定しておりません。

No.	質問項目	質問内容	回答
18	実施要領 8-(1)-①-5)	P P A事業者の電力小売事業者から貴市への提案価格は系統側の電力供給も同じ電力小売事業者から行うものとして算出してよろしいでしょうか。	No.9のとおりです。
19	実施要領 8-(1)-①-5)	最終需要家への供給単価も、固定で提案することが求められますでしょうか。発電事業者から小売電気事業者への卸供給だけ固定とし、燃調費などの事業者の責に依らない変動要素は供給単価に反映させることが可能でしょうか。	契約単価＝提案価格（固定）+再エネ賦課金（変動）となるため、燃調費等は提案価格（固定）の中に組込んで提案をお願いします。
20	実施要領 8-(1)-②-8)	加入すべき保険について詳細をご教示ください。	仕様書3-(6)-④-1)のとおり、損害保険や賠償責任保険等への加入が必要です。工事中や維持管理等に必要と考えられる保険へ加入してください。
21	実施要領 8-(1)-①-7)	その他独自提案として、敷地内に自社で蓄電池設備を設置し、発電設備と接続することは可能でしょうか。その上で、小売電気事業者とも協力し、余剰電力をより効率よく供給する提案をすることは可能でしょうか。	接続すること、提案することは問題ありません。ただし、蓄電池設置に係る費用については、現状、国交付金の対象外となりますのでご注意ください。また、蓄電池設備に充電するのは余剰電力のみとしてください。
22	実施要領 プロポーザル評価基準	4. 事業者の概要（実績等）の所在・地域貢献について、拠点が市内・県内で評価の得点は変わるか。拠点の性質が本社・営業所等でも評価の得点は変わるか。	評価内容の細部に関する質問であるため、お答えできません。

No.	質問項目	質問内容	回答
23	仕様書 3	各候補地の図面（CADデータ含む）について提供は可能でしょうか。	提供可能です。 提案資格があると判断した事業者のみ、資格審査結果通知とともに一部資料を送付します。送付不可の資料については、現地見学時に直接確認していただきます。
24	仕様書 3-(1)-①	補助対象経費で除かれる項目はございますでしょうか。	個別判断はできかねるため、環境省が公表している対象経費を参照してください。 https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 規程＞実施要領＞地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別表1-4・対象経費）のうち別表第1（交付対象事業費：設備整備事業）
25	仕様書 3-(1)-②	「売電量は年間発電量の30%以内」に関して、売電量＝余剰電力に対する定めとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	仕様書 3-(1)-②	環境省の地域共生型補助金に準拠しているとする、自家消費されない分については地域内での消費が前提となると思いますが、余剰分の扱いについては小売電気事業者が定めることになるのではないかと思います。小売電気事業者は地域内で消費するようご協力いただけるものと考えて良いのでしょうか。それとも、消費できるように応募時点で協議を済ませておく必要がありますでしょうか。あるいは、	本事業は、発電した電力を供給予定施設へ供給するほか、同一市内での消費を基本とします。それでも、発電量や需要量の変動により、やむを得ず余剰電力が発生した場合は、年間発電量の30%以内の売電が可能です。 そのため、余剰分の扱いは売電することになるため、PPA事業者が定めることとなります。 同一市内への供給及び売電した電力の取扱いについては、事業者より事前に小売電気事業者と協議をお願いします。 売電量に、小売電気事業者による同

No.	質問項目	質問内容	回答
		地域内消費をしなくてもよくなるよう、余剰を30%以内に抑える設計が前提になるのでしょうか。 また、ここで言う売電量とは、小売電気事業者による同一市内需要家への供給分は含まれるのでしょうか。	一市内需要家への供給分は含まれません。
27	仕様書 3-(1)-②	各候補地で発電した電力のうち供給予定施設（別紙2）で消費されないものは原則当該再エネ発電設備と同一市内の需要家に限定して同一市内で消費されることが多いが、例外的に同一市内の需要家で消費しきれない場合は但し書きに記載の発電量や需要量に変動がある場合のみに限定されるのか。同一市内で消費できない提案は失格となるのか。	本プロポーザルは、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）の採択を受けて事業の実施を予定しております。 環境省の「別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）」にも記載があるのとおり、売電については、発電量や需要量の変動に限定しております。 そのため、同一市内での消費を前提としない提案は仕様書の要件を満たさないため、失格となります。
28	仕様書 3-(1)-②	別紙2記載の供給予定施設以外で供給可能な施設をご紹介いただくことは可能でしょうか。	市有施設であれば可能ですが、切替が保証されているわけではありません。
29	仕様書 3-(1)-②	「供給予定施設で消費されないものについては同一市内の需要家に限定し、同一市内で消費すること」に関して、需要家様をご紹介いただけるのでしょうか。	No.28のとおりです。

No.	質問項目	質問内容	回答
30	仕様書 3-(1)-③	「候補地」に関して、電力使用量に対し設計を行った結果、候補地No.1のみ計画対象となっても問題ないでしょうか。候補地No.2への設置も必須でしょうか。	問題ありません。 候補地No.2の設置は必須ではありません。
31	仕様書 3-(1)-③	「候補地No.1」に関して、大垣市洪水ハザードマップでは浸水深0.5m以上3.0mに該当している認識です。ハザード対策に関する規定（責任分担等）はありますでしょうか。	ご認識のとおりです。 候補地のハザードリスクへの対応については、別紙3「予想されるリスクと責任分担」のとおり、「不可抗力（天災等による事業の変更・中止・延期）」については市と事業者の双方で負担することとしています。洪水等のハザードリスクを考慮した設備設計（架台高さ等）は事業者の責任において行っただき、設計時の考慮内容を提案書に記載してください。 ただし、候補地No.1については、2～3m前後の既存盛土の上への設置を予定しております。
32	仕様書 3-(1)-③	「候補地No.1」に関して、予め地盤調査結果の資料等がありましたらご開示いただけますでしょうか。	資料があるため開示可能です。 ただし、該当資料は現地見学時にクリーンセンターにて直接確認していただけます。
33	仕様書 3-(1)-③	「候補地No.1」に関して、排水に関する管理（モニタリング等）はされておりますでしょうか。	水質検査は実施しています。 既に廃止となった処分場の水質検査は実施しなくてよいとされていますが、自主検査として現在も実施しています。
34	仕様書 3-(1)-③	60円/㎡・年とのことですが、最大でどの程度になる可能性があるかご教示願います。	正確な計算は困難であるため、回答を差し控えさせていただきます。

No.	質問項目	質問内容	回答
35	仕様書 3-(2)	「事業者は、当該設備で発電した電力を小売電気事業者経由で供給予定施設等に供給すること」との記載だが「小売電気事業者」とは市の指定の小売電気事業者を指すのか。	No.1のとおりです。
36	仕様書 3-(2)-⑦	年度報告の余剰電力の売電量（kWh）及び売電収入額には、同一市内需要家への供給分は含まれるのでしょうか。	含まれません。
37	仕様書 3-(3)	供給開始日に関する記載がないが、市や系統事業者との協議の中で決まる認識でよいのか。	お見込みのとおりです。
38	仕様書 3-(5)-③-2)	「設備の設置が各種法令の規定に適合していることが確認できる書類」に関して、再エネ特措法の申請添付書類となっている関係法令手続状況報告書のような書類でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、本事業においては、電気事業法・建築基準法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、再エネ特措法以外の関係法令への適合についても確認が必要となります。そのため、関係法令手続状況報告書に準じた書類を提出いただく場合においても、本事業に関係するすべての法令・許認可等の手続状況が網羅された内容となっていることを確認の上、提出してください。
39	仕様書 3-(7)	地域住民への説明会の実施について、本公募を行うにあたり事前説明等は既にされておりますでしょうか。	実施しておりません。
40	仕様書 4	各候補地における設置対象エリアについて図示いただくなど詳細をご教示ください。	提供可能です。 提案資格があると判断した事業者のみ、資格審査結果通知とともに資料を送付します。

No.	質問項目	質問内容	回答
41	仕様書別紙1	旧米野町最終処分場について、太陽光パネルは建物の屋根上設置の想定でしょうか。それとも野立て設置でしょうか。	野立て設置です。
42	仕様書別紙2	効果的な自家消費に向けた設計のため、電力供給予定先の詳細な資料（30分デマンド値等）を開示いただけますでしょうか。	提供可能です。 提案資格があると判断した事業者のみ、資格審査結果通知とともに資料を送付します。
43	仕様書別紙2	電力供給予定先の30分データは公開または共有されるのか。	No.42のとおりです。
44	仕様書別紙2	設置場所の図面資料（建築敷地の一部なら確認申請が必要、引き込み位置、配置図、地中埋設物のデータ）、地盤データ、供給予定施設の消費電力量の30分デマンドデータは開示されますでしょうか。 なお、デマンドデータについてはエクセルデータにて頂くことは可能でしょうか。	「候補地No.1」については、資料提供可能です。一部紙媒体のため、現地見学時にクリーンセンターにて直接確認していただきます。 「候補地No.2」についても、資料提供可能です。ただし、建築確認申請については、「検査済証・建築基準法第18条第3項による適合する旨の通知書」のみ提供可能です。 デマンドデータはエクセルデータにて提供予定ですが、一部供給予定施設については、PDF資料となる見込みです。 なお、施設によっては保有していない資料もありますのでご了承ください。
45	仕様書別紙3	中東情勢などの特殊な事情の場合は物価上昇に関して費用の負担については協議頂けますでしょうか。	仕様書別紙2のリスク分担表のとおり、物価変動リスクは事業者負担となります。特殊事情を加味した提案をお願いします。

No.	質問項目	質問内容	回答
46	仕様書 別紙3	「リスク_共通_不可抗力」に関してハザード起因により普及ができない損壊があり事業中止となった場合、国交付金は返還の必要がありますでしょうか。	災害時の状況により、損壊具合等を把握した上で、環境省と協議を実施します。
47	-	固定資産税の納付について有無をご教示ください。	行政財産使用許可に基づく設置であっても、事業者が所有する設備には固定資産税（償却資産）が課税されます。
48	-	電力会社との事前協議及び、接続検討、工事負担金は市と事業者のどちら側での実施となりますでしょうか？	いずれも事業者側で実施をお願いします。
49	-	野立て方式において、草刈りは市と事業者のどちら側での実施となりますでしょうか？	事業者側で実施をお願いします。